

申入書 東京高等検察庁御中

証拠隠しと、無罪判決への控訴の過ちを認め、 ゴビンダさんに謝罪して下さい。

2012年10月25日

報道等によれば、来る10月29日に東京高等裁判所で行われるゴビンダ・プラサド・マイナリさんの再審公判において、検察は従来の有罪主張を取り下げ、「被告人は無罪」との主張を行い、控訴棄却を申し立てると伝えられています。

昨年7月以降、次々と明らかになった「新証拠」(DNA鑑定)によって、ゴビンダさんではない第三者(376の男)が真犯人である可能性が浮上して以来、この結論に至ることは、当の検察を除く誰の目にも明かなものでした。

「相当の理由をもって、376の男がK荘101号室で被害者を殺害して現金約4万円を強取したとの疑いを生じさせている」(再審開始決定)

「検察官が主張する内容を逐一検討しても、376の男が犯人ではないかという合理的疑いを払拭することはできない」(異議棄却決定書)

にも関わらず検察は、こうした東京高裁の相継ぐ決定に耳をかさず、本年10月9日付け鈴木鑑定④によって、被害者の手指の爪から「376の男」のDNA型が検出されるにいたるまで、かたくなにゴビンダさんを犯人に仕立てあげようとしてきました。

鈴木鑑定④によってとどめを刺された結果としての有罪主張の取り下げも、「本件控訴時(2000年4月)とは証拠関係が変動し、そのために現在の証拠関係からは有罪と認め得なくなったため」

とし、あたかもまったく新たな無罪証拠が唐突に出現したかのようにしらを切ることで、無実の人の自由と尊厳を15年間にもわたって奪ってきたことへの責任を隠蔽しようとしています。

しかし、今回検察が有罪を取り下げざるを得なくなった諸証拠は、いずれも一審段階から存在していたものばかりです。それらの証拠を一切開示せず、DNA鑑定を怠ってきたばかりか、久保田鑑定(被害者の体表に付着したO型唾液)のような有力な無罪証拠さえ隠したまま、一審無罪判決に対して控訴し、さらには再審開始にも執拗に反対し続けてきました。こうした態度は、真実を追究する公益の代表者としての責務を忘却し、ひたすらに有罪判決のみを目的化し、そのためには証拠隠しという卑劣な手段さえあえて行うものとして、指弾されなければなりません。

明らかになった真実は、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則を遵守した一審判決が、まったく正しかったことを証明したにほかなりません。検察は今こそ、この刑事裁判の原点に戻るべきです。

一部では、検察は「有罪は取り下げるが、従来の主張や捜査、公判に問題はなかった。したがってマイナリ氏への謝罪も、事件の検証も必要ない」と語ったとも報道されています。無実の人を処罰してしまったことが明らかになった今も「問題がなく、謝罪も検証も必要ない」と公言するのでしょうか?驚くべき暴言です。

検察が証拠を隠した上で無罪判決に対して控訴したことの意味は重大です。検察は、捜査・起訴・公判の全体を通じて事件の見直しを行い、二度とこうした犯罪的過ちを犯さないこと、その第一歩として、ゴビンダさんへの真摯な謝罪を行うことを強く要求します。

無実のゴビンダさんを支える会 <http://www.jca.apc.org/govinda/>
〒160-0004 東京都新宿区四谷2-10 ハッ橋ビル7階現代人文社気付

日本国民救援会中央本部 <http://kyuenkai.org/>
〒113-0034 東京都文京区湯島24-4 平和と労働センター・全労連会館 5F